

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月16日

【会社名】 株式会社アズーム

【英訳名】 AZOOM CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅田 洋司

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

【電話番号】 03-5365-1235（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 高橋 崇晃

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

【電話番号】 03-5365-1235（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 高橋 崇晃

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	616,250,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	72,500,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	119,480,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年8月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成30年8月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年8月30日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	250,000	616,250,000	333,500,000
計(総発行株式)	250,000	616,250,000	333,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年8月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,900円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は725,000,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年 9月11日(火) 至 平成30年 9月14日(金)	未定 (注) 4	平成30年 9月19日(水)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年 8月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 9月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年 8月30日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年 9月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 8月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成30年 9月20日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、平成30年 9月3日から平成30年 9月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりますは、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年9月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計		250,000	

- (注) 1 平成30年8月30日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成30年9月10日)に元引受契約を締結する予定であります。
3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
667,000,000	8,000,000	659,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,900円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額659,000千円については、当社遊休不動産活用事業の拡大のため、駐車場管理システムの増強、駐車場コンバーターシステムの開発及び駐車場サービス以外のシステム開発資金として135,000千円、事業拡大のための採用費として71,000千円、増加した人員に対する人件費として291,000千円、さらには当社カーパーキング等のポータルサイトへの問い合わせ増加を図るため広告宣伝費として162,000千円への充当を予定しております。

具体的には以下のとおりに充当する予定であります。

当社の月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの更なる業務効率化やデータ活用による収益拡大を図るための駐車場管理システムの増強費用として100,000千円（平成31年9月期15,000千円、平成32年9月期50,000千円、平成33年9月期35,000千円）、駐車場情報入力コンバーターシステムの開発費用として20,000千円（平成31年9月期20,000千円）、駐車場以外のサービスである屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」の更なるサイト強化のための開発費用として15,000千円（平成31年9月期15,000千円）に充当する予定であります。

当社駐車場サービスのさらなる拡大や新規サービス推進のための人員増加を進めるため、採用費として71,000千円（平成31年9月期17,000千円、平成32年9月期23,000千円、平成33年9月期31,000千円）を充当する予定であります。

増加した人員に対する人件費として291,000千円（平成31年9月期42,000千円、平成32年9月期106,000千円、平成33年9月期143,000千円）を充当する予定であります。

当社月極駐車場検索ポータルサイトの問い合わせ数の更なる向上や駐車場サービス以外の知名度向上等を図るためにリスティング広告を中心としたデジタルマーケティング費用を含む広告宣伝費として162,000千円（平成31年9月期42,000千円、平成32年9月期60,000千円、平成33年9月期60,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	25,000	72,500,000	東京都武蔵野市 菅田洋司 25,000株
計(総売出株式)		25,000	72,500,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,900円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 .ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 9月11日(火) 至 平成30年 9月14日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年9月10日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	41,200	119,480,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 41,200株
計(総売出株式)		41,200	119,480,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,900円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 9月11日(火) 至 平成30年 9月14日(金)	100	未定 (注) 1	みずほ証券株式会 社の本店並びに全 国各支店及び営業 所		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 みずほ証券株式会社の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である菅田洋司(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、41,200株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成30年9月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年9月20日から平成30年9月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である菅田洋司並びに当社株主である株式会社パノラマ、鈴木雄也、高橋崇晃、立川健悟、櫛田邦男、眞鍋隆司、有限会社ヒフミ・コンサルティング、倉島文雄、高橋祐二及び細井玲は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)90日目の平成30年12月18日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。


また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙に次の「1. 事業の概況」～「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社は、不動産×ITを軸に「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」を企業理念に掲げております。当該理念を達成するため、空き駐車スペースの活用を起点に、遊休不動産の活用を事業として進めております。

駐車場は「月極駐車場」と「時間貸し駐車場」に区分されますが、当社のサービスは「月極駐車場」に特化しております。当社はインターネット上にて、月極駐車場のポータルサイト「CarParking」及び東京23区内特化型の月極駐車場のポータルサイト「CarPark」（以下、総称して「カーパーキング」という）を運営しております。当社の主要サービスである駐車場サービスは、カーパーキングを經由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を借り上げ、月極駐車場としてユーザーにサブリースを行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。

「月極駐車場紹介サービス」は全都道府県を対象地区としており、「月極駐車場サブリースサービス」は現在、関東地区、関西地区及び九州地区を対象地区としております。

なお、当社は遊休不動産活用事業の単一セグメントであります。

駐車場情報検索ポータルサイト



(用語)

・カーパーキング

日本全国の月極駐車場情報を集めたポータルサイト「CarParking」の掲載物件情報数は日本最大級であります。利用者は賃料相場をもとに駐車場を検索することができます。また、東京23区特化型の月極駐車場のポータルサイト「CarPark」も運営しており、両者を総称して「カーパーキング」と呼称しております。

・マスターリース契約

オーナーから一括して賃借する契約形態を指します。月極駐車場サブリースサービスにおいては、空き駐車場オーナーから駐車場を賃借することです。当該契約により、当社の支払賃料へ計上されます。

・サブリース契約

マスターリース契約により賃借している駐車場を、駐車場利用ユーザーへ転貸する契約形態を指します。当該契約により、当社の賃料収入へ計上されます。

2. 事業の内容

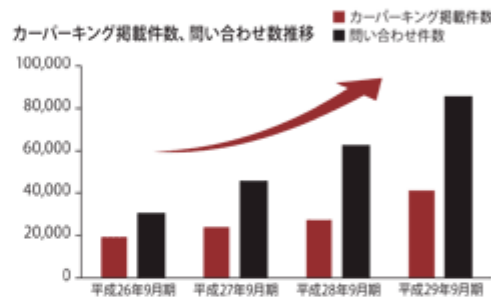
■ 駐車場サービス

当社においては、駐車場サービスとして「月極駐車場紹介サービス」及び「月極駐車場サブリースサービス」を提供しており、これらが当社の主要な収益源となっております。

① 月極駐車場紹介サービス

当社が運営する月極駐車場のポータルサイト「カーパーキング」にて集客を行い、駐車場を紹介することにより、駐車場オーナー及びユーザーから手数料収入を獲得するサービスであります。最近4事業年度における当社カーパーキングへの駐車場問い合わせ件数及び各事業年度末におけるカーパーキング掲載物件数の推移につきましては、以下のとおりであります。なお、平成30年6月末における掲載物件情報数は47,767件であり、最新情報への更新を随時行っております。

	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成28年 9月期	平成29年 9月期
年間カーパーキング 問い合わせ件数(件)	30,593	45,564	62,586	85,503
カーパーキング 掲載件数(件)	19,236	23,909	27,286	41,113

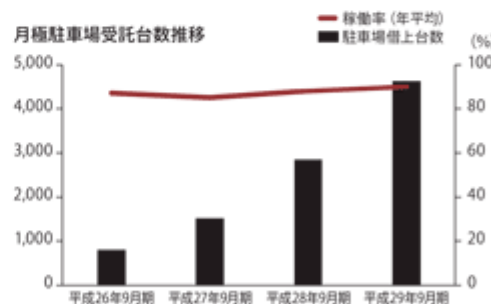


② 月極駐車場サブリースサービス

マンション及びオフィスに設置されている駐車場の空き区画を、オーナーから当社が一括して借り上げ、「カーパーキング」等に問い合わせをしてきたユーザーに対してサブリースを行うことにより、主に賃料収入を獲得するサービスであります。最近4事業年度末におけるオーナーからの空き区画の借上げ実績及びユーザーへのサブリース実績につきましては、以下のとおりであります。

	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成28年 9月期	平成29年 9月期
マスターリース台数 (台)	802	1,606	2,951	4,706
サブリース台数(台)	686	1,375	2,649	3,789
年間平均稼働率(%)	87	83	88	90

(注) 上記のうち、マスターリース台数及びサブリース台数は期末時点の数値であり、年間平均稼働率は期中平均の数値であります。



■ その他サービス

時間貸し駐車場のポータルサイトである「コインパーサーチ」、空き家に関する情報サイト「空き家ナビ」、屋外広告検索ポータルサイトである「アドウォール」、月極バイク駐車場のポータルサイトである「バイクル」等をリリースしており、各種サービスを提供しております。

3. 当社の特徴と今後の取り組み

当社は不動産×ITを軸に、企業理念である「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」していくことで、顧客と都市を豊かにしていきます。

この企業理念に基づき、不動産業界の既存概念にとらわれず、顧客が真に求めているものを追求し、ITを用いたソリューションを提供することで、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

① 駐車場サービスのさらなる強化・拡大

当社の月極駐車場検索ポータルサイト「カーパーキング」への問い合わせ件数増加を背景に、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの取引件数が拡大しております。

従来、ユーザーが月極駐車場を探す際には、不動産業者への訪問や現地で募集看板を見つけて電話等で問い合わせを行う方法が主たるものであり、月極駐車場の情報を集めることや満足できる駐車場を借りることは、時間と労力がかかっておりました。しかし、当社の有するカーパーキングを利用することによって、ユーザーは真に求めている駐車場をより効率的かつ効果的に見つけることができるようになっております。当社は、引き続きデータベースの強化を行い、カーパーキングをより魅力的なものにすることで、駐車場サービスをさらに強化・拡大してまいります。

月極駐車場サブリースサービスにおいては、現在関東圏を主たる営業エリアとしているほか、福岡、大阪にも営業拠点を有しておりますので、その拠点における営業活動の強化、さらには未開拓エリアへの拠点設置も検討し、事業規模の拡大を図ってまいります。

このように不動産（空き駐車場）×IT（ポータルサイト）を軸に、「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」という企業理念のもと、駐車場紹介に伴う手数料収入及びサブリースによる賃料収入を安定的に積み上げていくことにより、手数料収入（フロー）と賃料収入（ストック）を兼ね合わせた、盤石の収益基盤を確立してまいります。

■これまでの商習慣



■アズームの月極駐車場紹介サービス



■ 不動産テックへの取り組み（IT活用力）

①全体像

不動産テックの活用により、事業拡大スピード加速、適正賃料評価、業務効率化を推進



出所：第25回国土審議会土地政策分科会企画部会配布資料より当社作成

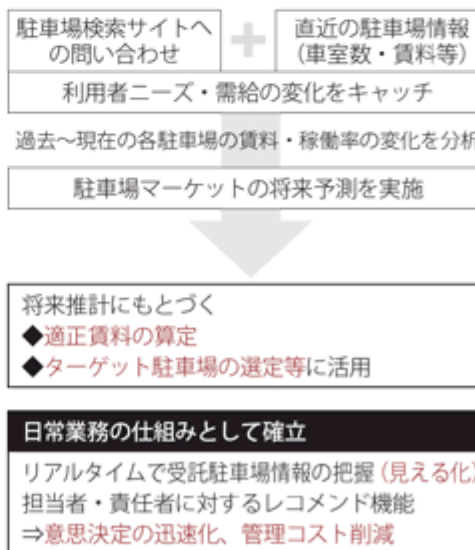
不動産テックの領域	アズームの取り組み
Transaction	駐車場情報検索ポータルサイトによるオーナー・ユーザーへの迅速かつ低コストでの情報提供
Valuation	豊富な駐車場情報をベースにした適正賃料の算定
Operation	受託駐車場のリアルタイムデータ取得による営業・管理業務の効率化

②ニーズ可視化

不動産×ITにより、業務の効率化を推進⇒高い車室数の伸びと稼働率を実現

【駐車場ヒートマップ】

駐車場の車室数・問い合わせ数を視覚的に表示



② 駐車場サービス以外への進出

駐車場サービス以外に、新規事業（屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」など）を立ち上げていきます。不動産領域において、顧客が真に求めているものは何かを考え、ITを用いたソリューションを提供していきます。月極駐車場以外の収益基盤を生み出していき、たとえ厳しい経済環境下においても永続して安定的に発展し続ける企業を目指しております。

AdWall（アドウォール） 壁面等屋外広告掲載スペースの検索プラットフォーム	
バイクル 月極バイク駐車場検索プラットフォーム	
空き家ナビ 全国的に問題となっている「空き家問題」の解決策、活用案を提案するサービス	空き家ナビ
コインパーサーチ 時間貸し駐車場検索プラットフォーム	
時間貸し駐車場運営管理 コインパーキング「パークミニッツ」を運営	

当社の運営サービスは下記のとおりであります。

運営サービス（遊休不動産マッチングポータルサイト）



4. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期第3四半期
決算年月		平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
売上高	(千円)	244,876	319,697	510,167	803,725	1,220,525	1,326,957
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△9,163	△29,343	△44,084	△27,623	29,992	129,584
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△10,858	△35,431	△49,608	△28,309	36,940	83,574
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	20,094	70,094	70,094
発行済株式総数	(株)	105	10,500	10,500	11,480	12,030	1,203,000
純資産額	(千円)	611	△34,820	△84,429	△102,644	34,296	117,870
総資産額	(千円)	113,926	139,055	121,641	159,506	357,403	516,750
1株当たり純資産額	(円)	5,820.25	△3,316.27	△8,040.92	△89.41	28.51	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△109,411.17	△3,374.48	△4,724.65	△25.72	31.96	69.47
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	0.5	△25.0	△69.4	△64.4	9.6	22.8
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	37,921	61,729	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	△4,721	△12,277	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	△13,180	97,823	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	-	-	-	21,447	168,723	-
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	18 (-)	24 (-)	31 (-)	40 (2)	54 (26)	-

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第4期及び第5期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第6期及び第7期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算出できないため、また、1株当たり当期純損失金額を算出できないため、記載しておりません。第8期及び第9期第3四半期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算出できないため、記載しておりません。

5 第4期、第5期、第6期、及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

6 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

8 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9 従業員数は従業員であり、(外資)は臨時雇用者数の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。

10 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

11 平成26年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

12 平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

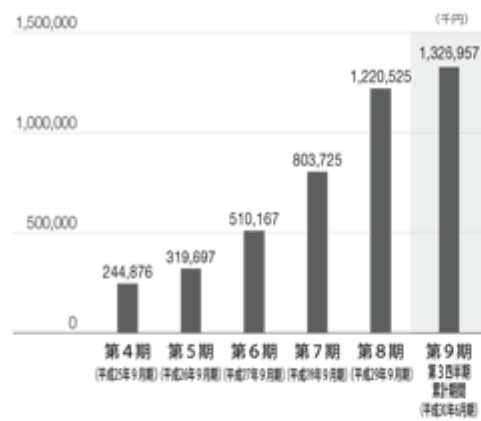
13 第9期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。

14 平成26年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(旧「日本取引所自主規制法人」)の引当届出書通知「新規上場申請のための有価証券届出書(1の部)」の作成時の前章点について(平成24年8月21日付東京証券第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

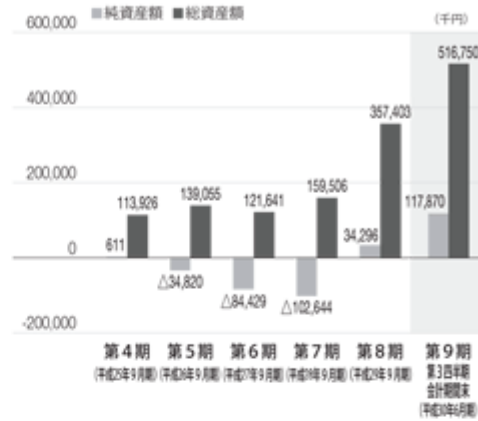
なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期第3四半期
決算年月		平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
1株当たり純資産額	(円)	0.58	△33.16	△80.41	△89.41	28.51	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△10.94	△33.74	△47.25	△25.72	31.96	69.47
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

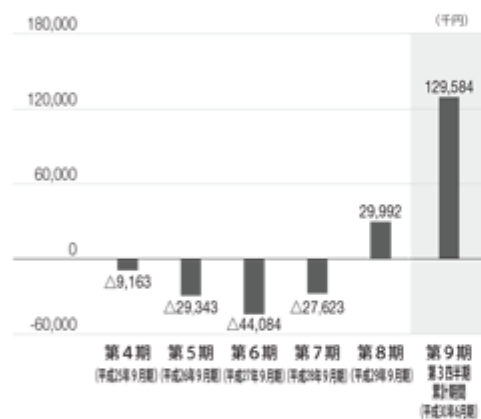
■ 売上高



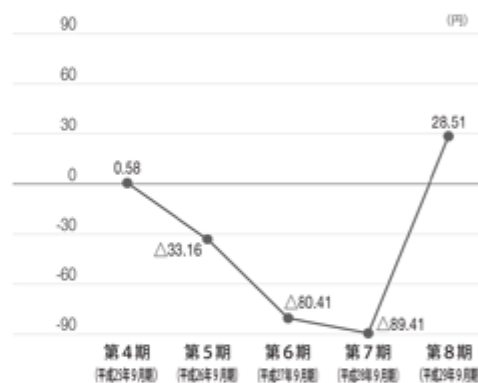
■ 純資産額／総資産額



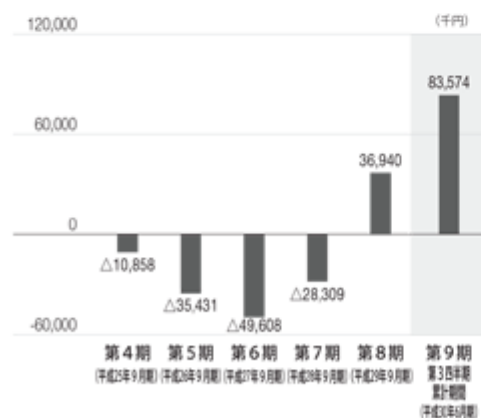
■ 経常利益又は経常損失 (△)



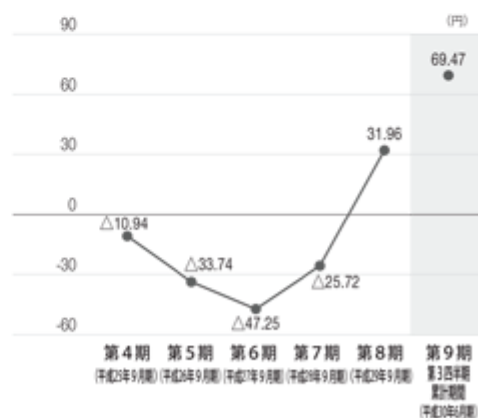
■ 1株当たり純資産額



■ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成26年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額」の各グラフでは、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	244,876	319,697	510,167	803,725	1,220,525
経常利益又は経常損失 () (千円)	9,163	29,343	44,084	27,623	29,992
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	10,858	35,431	49,608	28,309	36,940
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	20,094	70,094
発行済株式総数 (株)	105	10,500	10,500	11,480	12,030
純資産額 (千円)	611	34,820	84,429	102,644	34,296
総資産額 (千円)	113,926	139,055	121,641	159,506	357,403
1株当たり純資産額 (円)	5,820.25	3,316.27	8,040.92	89.41	28.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	109,411.17	3,374.48	4,724.65	25.72	31.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	0.5	25.0	69.4	64.4	9.6
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				37,921	61,729
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				4,721	12,277
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				13,180	97,823
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)				21,447	168,723
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	18 ()	24 ()	31 ()	40 (2)	54 (26)

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期及び第5期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第6期及び第7期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第8期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 5 第4期、第5期、第6期、及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
- 6 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 7 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 8 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 9 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時雇用者数の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。
- 10 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
- 11 平成26年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 12 平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 13 平成26年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	0.58	33.16	80.41	89.41	28.51
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	10.94	33.74	47.25	25.72	31.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()

2 【沿革】

年月	概要
平成21年10月	東京都渋谷区において、株式会社アズームを設立（資本金3,500千円） 東京本社において、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サプリースサービスを開始
平成24年5月	本社を東京都渋谷区内で移転
平成26年1月	本社を東京都渋谷区内で移転（現在の本社所在地）
平成27年3月	神奈川地区の営業拠点として、神奈川県横浜市中区に横浜ランチを開設
平成28年8月	九州地区の営業拠点として、福岡県福岡市博多区に福岡ランチを開設
平成29年1月	プライバシーマーク認証取得
平成29年2月	宅地建物取引業者免許取得 東京都知事(1)第100196号
平成29年6月	月極駐車場紹介サービスの対応地区を全都道府県へと拡大
平成29年8月	関西地区の営業拠点として、大阪府大阪市中央区に大阪ランチを開設
平成30年5月	システム開発部門の活動拠点として、東京都中野区に事務所を開設

3 【事業の内容】

当社は、不動産×ITを軸に「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」を企業理念に掲げております。当該理念を達成するため、空き駐車スペースの活用を起点に、遊休不動産の活用を事業として進めております。

駐車場は「月極駐車場」と「時間貸し駐車場」に区分されますが、当社のサービスは「月極駐車場」に特化しております。当社はインターネット上で、月極駐車場のポータルサイト「CarParking」及び東京23区内特化型の月極駐車場のポータルサイト「CarPark」（以下、総称して「カーパーキング」といいます）を運営しております。当社の主要サービスである駐車場サービスは、カーパーキングを経由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を借り上げ、月極駐車場としてユーザーにサブリースを行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。

「月極駐車場紹介サービス」は全都道府県を対象地区としており、「月極駐車場サブリースサービス」は現在、関東地区、関西地区及び九州地区を対象地区としております。

当社は、不動産テックへの取組みとして、下記を推進しております。

Transaction:カーパーキングによるオーナー・ユーザーへの迅速かつ低コストでの情報提供

Valuation :豊富な駐車場情報をベースにした適正賃料の算定

Operation :受託駐車場のリアルタイムデータ共有による営業・管理業務の効率化

Valuationにおいては、駐車場検索サイトへの問い合わせ（需要）と駐車場の車室数（供給）を視覚的に表示した「駐車場ヒートマップ」として活用しております。そして、需給を把握することで、オーナーから受託する際の適正賃料の算定およびターゲットとすべき駐車場の選定に役立てております。

また、Operationにおいては、リアルタイムで受託駐車場情報の把握（見える化）をし、日々の業務に組み込むことで、意思決定の迅速化および管理コストの削減につなげております。

上記、不動産テックを活用していくことにより、事業拡大のスピード加速を実現しております。

なお、当社は遊休不動産活用事業の単一セグメントであります。

a. 駐車場サービス

当社においては、駐車場サービスとして「月極駐車場紹介サービス」及び「月極駐車場サブリースサービス」を提供しており、これらが当社の主要な収益源となっております。

「月極駐車場紹介サービス」

当社は月極駐車場のポータルサイト「カーパーキング」を運営しておりますが、カーパーキングはエリア・駅からの絞込みをはじめ駐車場賃料や設備等による検索機能を有しており、月極駐車場を探しているユーザーのニーズにあった駐車場を探ることができます。また、利用を希望する駐車場が具体的に決まっていないユーザーに対しても、当社はユーザーのニーズをヒアリングし、最適な月極駐車場を探索したうえで、ユーザーに提案を行っております。駐車場は、車種により利用可能な駐車場が限定される等の制約があるため、ユーザーのニーズをきめ細かく把握することが重要であります。当社はこれまでの紹介実績に基づき、より顧客ニーズに合った提案を行うことが可能な体制を構築しております。当社は、ユーザーが求める駐車場を紹介し、オーナーより申込書等を取り寄せ、ユーザーに案内することにより、駐車場オーナー及びユーザーから手数料収入を得ております。最近4事業年度における当社カーパーキングへの駐車場問い合わせ件数及び各事業年度末におけるカーパーキング掲載件数の推移につきましては、以下のとおりであります。

なお、平成30年6月末における掲載物件情報数は47,767件であり、最新情報への更新を随時行っております。掲載件数が増えますと、ユーザーにとっては多くの駐車場を探ることができるようになり、問い合わせ件数の増加につながります。そして、問い合わせ件数が増加すれば、収益機会が増えることとなり、紹介サービスの売上増加につながることとなります。問い合わせを実際に対応するのは、当社の営業人員であることから、問い合わせが増えると同時に増員も必要となってきます。

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
年間カーパーキング 問い合わせ件数（件）	30,593	45,564	62,586	85,503
カーパーキング 掲載件数（件）	19,236	23,909	27,286	41,113

「月極駐車場サブリースサービス」

マンション及びオフィス等に設置されている駐車場において、借主が見つからず収益を生んでいない区画を、オーナーから当社がマスターリース（一括借り上げ）し、ユーザーに対してサブリース（貸し付け）を行うサービスであります。オーナーにとっては、毎月一定の賃料が入金されることに加え、手間のかかる利用者の募集、ユーザーとの契約業務、賃料の督促対応、解約の対応、トラブル対応などを当社が行うといったメリットがあります。当社にとっては、カーパーキングにて月極駐車場を探しているユーザーが当社に問い合わせをし、そのユーザーに対してサブリース（貸し付け）を行うことによって、毎月安定的な賃料収入を獲得することができます。

最近4事業年度末におけるオーナーからの空き区画の借上げ実績及びユーザーへのサブリース実績につきましては、以下のとおりであります。

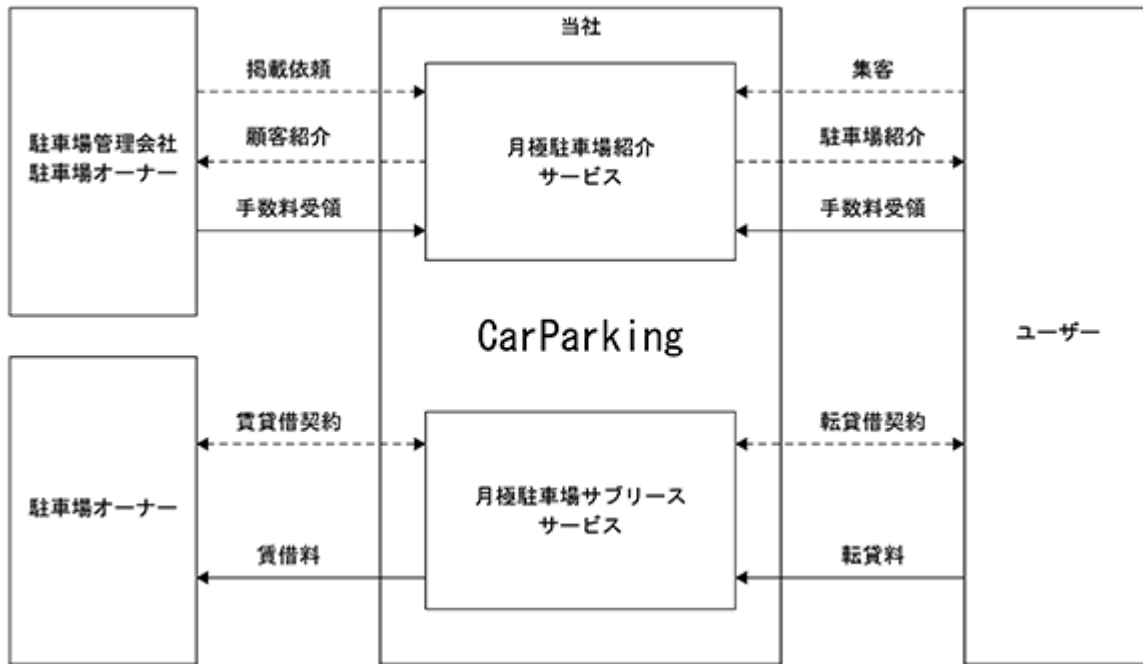
	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
マスターリース台数（台）	802	1,606	2,951	4,706
サブリース台数（台）	686	1,375	2,649	3,789
年間平均稼働率（％）	87	83	88	90

（注）上記のうち、マスターリース台数及びサブリース台数は期末時点の数値であり、年間平均稼働率は期中平均の数値であります。

b. その他サービス

時間貸し駐車場のポータルサイトである「コインパーサーチ」、空き家に関する情報サイト「空き家ナビ」、屋外広告検索ポータルサイトである「アドウォール」、月極バイク駐車場のポータルサイトである「バイクル」等をリリースしており、各種サービスを提供しております。

【事業系統図】



（用語）

・カーパーキング

日本全国の月極駐車場情報を集めたポータルサイト「CarParking」の掲載物件情報数は日本最大級であります。利用者は賃料相場をもとに駐車場を検索することができます。また、東京23区特化型の月極駐車場のポータルサイト「CarPark」も運営しており、両者を総称して「カーパーキング」と呼称しております。

・マスターリース契約

オーナーから一括して賃借する契約形態を指します。月極駐車場サブリースサービスにおいては、空き駐車場オーナーから駐車場を賃借することです。当該契約により、当社の支払賃料へ計上されます。

・サブリース契約

マスターリース契約により賃借している駐車場を、駐車場利用ユーザーへ転貸する契約形態を指します。当該契約により、当社の賃料収入へ計上されます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
64(20)	28.0	2.5	4,597

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を(外書)で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみで算定しております。
- 4 当社は、遊休不動産活用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
- 5 従業員数が最近1年間において14名増加しております。その主な理由は業容の拡大に伴い、採用を強化したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度における我が国の経済は、金融緩和を背景に企業業績の回復や雇用・所得環境に改善が見られる等、緩やかな回復基調でありましたが、米国の長期金利が上昇し、先進国の株価が大幅に下落するなど海外情勢が不安定な中、引き続き国内景気の先行きにおいては、不透明な状況が続いております。

国内における駐車場業界につきましては、駐車場紹介依頼および空き駐車場の収益化に対する需要が拡大しており、今後もマーケット規模の拡大が見込まれます。また、マンションやオフィスビルに付随している駐車場のみならず、個人宅などの限られたスペースを駐車場として運営する取組みをはじめ、規模拡大に注力致しました。

このような事業環境のもとで、当社は積極的な営業活動を行い、ポータルサイトの強化や新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても賃料の変更を行うなど生産性の向上に努めました。

この結果、当事業年度の売上高は1,220,525千円(前期比51.9%増)、営業利益は31,178千円(前期は営業損失26,619千円)、経常利益は29,992千円(前期は経常損失27,623千円)、当期純利益は36,940千円(前期は当期純損失28,309千円)となりました。

なお、当社の事業は遊休不動産活用事業の単一セグメントのため、サービス別の業績の概要を以下に記載しております。

月極駐車場紹介サービス

当サービスにおきましては、ポータルサイトのリニューアルを行い新たな機能を追加するとともに、駐車場掲載件数を増加させることで、利便性を高めて問い合わせ件数を増やすことに注力いたしました。その結果、売上高は143,162千円と前期と比べて12,486千円の増収となりました。

月極駐車場サブリースサービス

当サービスにおきましては、物件の新規獲得を積極的に行い、また既存車室についても周辺相場を調査したことにより適正価格にて提供できるよう賃料の見直しを行いました。その結果、売上高は1,048,406千円と前期と比べて397,919千円の増収となりました。

その他サービス

自動車保管場所証明書の発行や賃料の回収サービスに係る手数料を継続して稼得しつつ、貸し会議室の運営を中心に更なる収益獲得の体制づくりに取り組んでまいりました。その結果、売上高は28,956千円と前期と比べて6,394千円の増収となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、企業業績の回復や雇用・所得環境に改善が見られる等、緩やかな回復基調でありました。しかしながら、中国をはじめとする新興国経済や資源価格の動向、米国の政策動向や各国の経済情勢等の変化、近隣諸国の地政学的リスクの高まりにより、景気の先行きにおいては、不透明な状況が続いております。

国内における駐車場業界につきましては、都市部における慢性的な駐車場不足の解消のため、将来的にマーケット規模の拡大が見込まれております。また、オフィスビルやマンションに付随している駐車場のみならず個人宅などの限られたスペースを駐車場として運営する取組みをはじめ、「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」という経営理念のもと、積極的な人材採用と人材育成により組織体制を強化し、規模拡大に注力致しました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,326,957千円、営業利益は131,560千円、経常利益は129,584千円、四半期純利益は83,574千円となりました。

なお、当社の事業は遊休不動産活用事業の単一セグメントであります。サービス別の売上高の内訳は、月極駐車場紹介サービス147,483千円、月極駐車場サブリースサービス1,146,283千円、並びにその他サービス33,191千円です。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ 147,275千円増加し、168,723千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動により獲得した資金は61,729千円（前期は37,921千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益29,992千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動により使用した資金は12,277千円（前期は4,721千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出5,117千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動により獲得した資金は97,823千円（前期は13,180千円の使用）となりました。これは主に株式の発行による収入99,646千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む遊休不動産活用事業は、提供するサービスの関係上、生産実績の記載になじまないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当社が営む遊休不動産活用事業は、提供するサービスの関係上、受注実績の記載になじまないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社は遊休不動産活用事業の単一セグメントであります。販売実績をサービス区分ごとに示すと次のとおりであります。

サービスの内容	第8期事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
	売上高(千円)	前年同期比(%)	売上高(千円)
月極駐車場紹介サービス	143,162	109.6	147,483
月極駐車場サブリースサービス	1,048,406	161.2	1,146,283
その他サービス	28,956	128.3	33,191
合計	1,220,525	151.9	1,326,957

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は不動産×ITを軸に、企業理念である「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」していくことで、顧客と都市を豊かにしていきます。

この企業理念に基づき、不動産業界の既成概念にとらわれず、顧客が真に求めているものを追求し、ITを用いたソリューションを提供することで、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

駐車場サービスのさらなる強化・拡大

当社の月極駐車場検索ポータルサイト「カーパーキング」への問い合わせ件数増加を背景に、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの取引件数が拡大しております。

従来、ユーザーが月極駐車場を探す際には、不動産業者への訪問や現地で募集看板を見つけて電話等で問い合わせを行う方法が主たるものであり、月極駐車場の情報を集めることや満足できる駐車場を借りることは、時間と労力がかかっておりました。しかし、当社の有するカーパーキングを利用することによって、ユーザーは真に求めている駐車場をより効率的かつ効果的に見つけることができるようになっております。当社は、引き続きデータベースの強化を行い、カーパーキングをより魅力的なものにすることで、駐車場サービスをさらに強化・拡大してまいります。

月極駐車場サブリースサービスにおいては、現在関東圏を主たる営業エリアとしているほか、福岡、大阪にも営業拠点を有しておりますので、その拠点における営業活動の強化、さらには未開拓エリアへの拠点設置も検討し、事業規模の拡大を図ってまいります。

このように不動産（空き駐車場）×IT（ポータルサイト）を軸に、「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」という企業理念のもと、駐車場紹介に伴う手数料収入及びサブリースによる賃料収入を安定的に積み上げていくことにより、手数料収入（フロー）と賃料収入（ストック）を兼ね合わせた、盤石の収益基盤を確立してまいります。

駐車場サービス以外への進出

駐車場サービス以外に、新規事業（屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」など）を立ち上げていきます。不動産領域において、顧客が真に求めているものは何かを考え、ITを用いたソリューションを提供していきます。月極駐車場以外の収益基盤を生み出していき、たとえ厳しい経済環境下においても持続して安定的に発展し続ける企業を目指しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長に向けて、売上高、営業利益及び成長率を重視しております。また、月極駐車場紹介サービスに関してはポータルサイトにおける問い合わせ件数及び掲載物件情報数が事業の根幹であるため、その推移を重要な指標としており、月極駐車場サブリースサービスに関しては、マスターリース台数及びサブリース台数（稼働率）を重要な指標としております。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、大都市圏におけるオフィスビルや賃貸及び分譲マンションといった施設内駐車場の有効活用を提案することにより成長してまいりました。しかしながら、当社を取り巻く経営環境としては、駐車場業界の成熟化に伴う再編淘汰の時代に突入し、駐車場紹介・運営会社として厳格に選別されるという変化が起きております。このような経営環境下において、以下の3点を今後のさらなる事業拡大・展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

継続的な成長について

当社は上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報などの駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図るとともに、未開拓エリアにも進出することで、駐車場紹介件数及び新規マスターリース台数の増加に伴う駐車場サービスの収益性向上に取組み、継続的な成長を目指します。

また、新規事業として屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」にて壁面における遊休スペースの収益化を進めております。さらに駐車場のデータベース拡大のため、現地からの情報収集システム「Pott works」を開発いたしました。

組織体制の強化について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、ユーザーや不動産オーナーに提案する能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。そのため、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。社内においては、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

システムの向上

当社の提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、エンジニアの確保および育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 法的規制について

駐車場の設置等に関する法令としては、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めた「駐車場法」をはじめ、都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通法」並びに自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」等があります。現在、当社が営む月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの運営上、直接的な影響はありませんが、これらの法律が変更された場合、若しくは今後、都市部の自動車利用の制限につながるような法改正等がなされ、駐車場需要が減少した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、宅地建物取引業法では、駐車場として利用することを目的とする土地の貸借の媒介は、原則として宅建業法の適用がありますが、車1台ごとの月極駐車場の貸借の媒介については、業法の趣旨及び規制の実益等を考慮して、業法上の問題としては取り扱わない運用がなされております。しかしながら、今後の法改正等や運用の変更等が行われた場合、または法令違反や欠格事由等に該当した場合には、当社の業務遂行に支障をきたす可能性があります。

(2) 駐車場需要の減少について

ガソリン価格の急騰等により、国内の自動車保有台数が急激に減少する等の外的要因により駐車場需要が急激に減少することとなった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社の月極駐車場紹介サービスにおいては、当社以外の検索サイトや店舗型不動産業者等、複数の競合相手が存在していることから、今後もユーザー獲得に向け検索サイトの情報の充実や利便性の向上、信頼性の強化を図り、他社との差別化に努めてまいります。また、当社の月極駐車場サブリースサービスにおいては、ユーザー獲得が可能な自社サイトを有しているという月極駐車場紹介サービスにおける集客力の強みを活かし、マスターリース台数の増加を図る方針であります。

しかしながら、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスそれぞれにおいて、資本力を有する企業が新規参入した場合や競合他社の増加によるユーザー獲得競争が激化した場合には、紹介手数料や貸出価格における価格競争、及びユーザー獲得コストの増加等によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業地域の限定について

当社の月極駐車場サブリースサービスは現在、東京都および神奈川県等の関東地区を主体とした営業活動を行っております。当該事業は、大都市圏のオフィスビルや分譲マンションに付帯した駐車場を対象とする営業方針であることから、今後の事業拡大地域が限定される可能性があります。なお、関東地区において、地震等の大災害やその他の不測の事態が発生し、当社が管理運営する物件が破損し、あるいは閉鎖となった場合等には事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 駐車場オーナーに対する収入保証について

当社の月極駐車場サブリースサービスは、土地や施設を保有せず、駐車場オーナーよりそれらを賃貸借契約により借り受ける形でサービスを行っております。また、月極駐車場サブリースサービスにおける駐車場オーナーとの契約の大半は、契約時に設定した固定賃料の支払いが毎月発生する内容となっております。当社は駐車場オーナーからの信頼獲得のため、契約上の義務ではないものの、可能な限り当社から賃貸借契約を解約しない方針をとっております。したがって、月極駐車場利用者の稼働台数が計画どおり進まなかった場合や、月極駐車場利用者との既存契約の解約が増加した場合等には、当社の収入が減少する一方、駐車場オーナーへの固定賃料の支払は継続しなければならぬことから、損失が発生する可能性があります。また、競争激化に伴い駐車場オーナーに支払う固定

賃料が引き上げられた場合や、月極駐車場利用者からの賃料収入が低下した場合、損失が発生する可能性があります。

(6) 預り保証金の返還について

当社はサブリースしている駐車場を契約するユーザーから、契約締結時に1～2か月分賃料相当の保証金を受領しております。当該保証金については、保全措置の対象ではありませんが、一度に大量の解約等が発生した場合には、当社の資金繰りおよび財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) ポータルサイト「カーパーキング」について

ユーザー(月極駐車場見込利用者)について

当社の月極駐車場紹介サービスは、ポータルサイトである「カーパーキング」を中心とした事業を展開しており、事業の基盤は、多くのユーザーが「カーパーキング」に訪問することにあります。

当社は、月極駐車場情報の掲載数増加やユーザーインターフェースの改善等によりユーザー数拡大を推進していく方針ですが、ユーザー数が想定を下回る又は減少することにより、駐車場紹介件数及びサブリース件数が低下した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

月極駐車場掲載件数について

当社の運営するポータルサイト「カーパーキング」において、駐車場オーナーのアクセス数の減少や認知度の低下、あるいは空き駐車場自体の減少により、月極駐車場情報の掲載件数が増加しない又は減少する場合、紹介件数減少に伴う駐車場紹介手数料売上上の減少等が想定されます。このように月極駐車場掲載件数が増加しない又は減少する場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「カーパーキング」への集客における外部検索エンジンへの依存について

「カーパーキング」への集客は、グーグルなどの検索サイトを經由したものが多くを占めており、検索エンジンの表示結果に左右されるといえます。

今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等により、当社サイトが検索結果の上位に表示されない場合には、「カーパーキング」における集客効果が低下し当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムについて

当社の月極駐車場紹介サービスは、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しています。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、当社の運営するポータルサイトへの予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社のサービスが停止する可能性があります。これまで当社において、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟リスクについて

当事業において直接関連する法令等はありませんが、当社のサブリース駐車場を利用しているユーザーが機械式駐車場を破損した場合や事故等が生じた場合で、当社がユーザーへの使用説明を怠った場合等、当社の過失に起因する場合に、訴訟が発生する可能性があります。なお、現在のところ訴訟等は生じておりませんが、今後、重大な訴訟事件等が提起された場合には、当社の信用力の失墜を招くとともに、損害賠償等によって当社の業績及び事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新規サービスや新規事業について

当社は、今後の事業規模の拡大と収益の多様化を図るため、積極的に新規サービスや新規事業に取り組んでいく方針であります。これにより、人材やシステムへの追加投資による支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規サービスや新規事業が計画どおりに進まない場合には、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保及び育成について

当社では、月極駐車場見込利用者からの問い合わせに適時適切に対応するため、駐車場物件獲得のための営業人員及びシステムの増強・開発を行うエンジニアの確保及び育成が重要であります。そのため、Web媒体等を活用し継続的に人材を募集するとともに、福利厚生面の充実や必要な教育研修等を実施することで人員の確保及び育成に努めております。

しかしながら、十分な人材の確保及び育成を行えなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報について

当社は、駐車場サービスの事業運営に当たり、多くの個人情報を保有しております。この管理につきましては、管理部を担当部署とし、その保護に細心の注意を払っております。また、社内規程を整備し、平成29年1月にはプライバシーマークの認証を取得するとともに、個人情報保護法に関する社内研修会を実施するなど情報セキュリティに対する社員の意識向上を図っております。

しかしながら、これらの個人情報が外部に流出するような事態が生じた場合は、当社の信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である菅田洋司は、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社は、各部門長への情報共有のより一層の強化を図るとともに、権限委譲を適宜行っていくことで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の業務を行うことが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大および業務内容の多様化に対応するため、人員の増強および内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(15) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は273,343千円となり、前事業年度末に比べて186,721千円の増加となっております。その主な要因は、第三者割当増資を行ったこと等により現金及び預金が147,275千円増加したほか、駐車場賃借料に係る前払費用が19,299千円増加したことによるものであります。固定資産は84,060千円となり、主に物件受託に伴う差入保証金が6,592千円増加した影響により前事業年度末に比べて11,176千円増加しました。以上の結果、総資産は前事業年度末と比べて197,897千円増加し、357,403千円となっております。

（負債）

当事業年度末における流動負債は139,624千円となり、前事業年度末に比べて25,290千円増加しております。その主な要因は取引規模拡大に伴い駐車場賃貸料に係る前受収益が22,281千円増加したことであり、固定負債は183,482千円となり、預り保証金が25,995千円増加した影響により前事業年度末と比べて35,665千円増加しました。以上の結果、負債合計は前事業年度末と比べて60,956千円増加し、323,107千円となっております。

（純資産）

当事業年度末における純資産は34,296千円となり、前事業年度末と比べて136,941千円増加しております。その要因は第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ50,000千円増加したことと、当期純利益36,940千円を計上したことにより利益剰余金が同額増加したことであり、総資産に占める自己資本比率は9.6%（前事業年度末は64.4%）となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は413,896千円となり、前事業年度末に比べて140,552千円の増加となっております。その主な要因は、現金及び預金が95,881千円増加したとともに取引案件の増加に伴い前払費用が36,652千円増加したことによるものであります。固定資産は102,853千円となり、事務所設備を新規に取得したことにより有形固定資産が8,933千円増加したほか、差入保証金が9,877千円増加した影響により前事業年度末に比べて18,793千円増加しました。以上の結果、総資産は前事業年度末と比べて159,346千円増加し、516,750千円となっております。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は191,481千円となり、前事業年度末に比べて51,857千円増加しております。その主な要因は課税所得の発生に伴い未払法人税等が45,756千円増加したことによるものであります。固定負債は207,397千円となり、預り保証金が39,431千円増加した影響により前事業年度末に比べて23,914千円増加しました。以上の結果、負債合計は前事業年度末と比べて75,772千円増加し、398,879千円となっております。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は117,870千円となり、前事業年度末に比べて83,574千円増加しております。その要因は四半期純利益を83,574千円計上したことにより利益剰余金が同額増加したことであり、総資産に占める自己資本比率は22.8%（前事業年度末は9.6%）となりました。

(2) 経営成績の分析

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度の売上高は1,220,525千円、営業利益は31,178千円、経常利益は29,992千円、当期純利益は36,940千円となりました。

（売上高）

売上高は1,220,525千円となり、前事業年度と比べて416,800千円増加しました。サービス別の売上高の内訳は、月極駐車場紹介サービス143,162千円、月極駐車場サブリースサービス1,048,406千円、その他サービス28,956千円です。

（売上総利益）

売上原価は665,254千円となり、前事業年度と比べて231,334千円増加しました。これは主に駐車場オーナーへ支払う賃借料650,474千円です。この結果、売上総利益は555,270千円（前期比50.2%増）となりました。

（営業利益）

販売費及び一般管理費は524,092千円となり、前事業年度と比べて127,668千円増加しました。これは主に給料手当197,518千円や広告宣伝費22,687千円です。この結果、営業利益は31,178千円（前期は営業損失26,619千円）となりました。

（経常利益）

営業外収益は168千円、営業外費用は1,354千円となりました。営業外費用は主に借入金に係る支払利息999千円です。この結果、経常利益は29,992千円（前期は経常損失27,623千円）となりました。

（当期純利益）

当事業年度においては、法人税、住民税及び事業税200千円、法人税等調整額 7,148千円（貸方）を計上しました。この結果、当期純利益は36,940千円（前期は当期純損失28,309千円）となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間の売上高は1,326,957千円、営業利益は131,560千円、経常利益は129,584千円、四半期純利益は83,574千円となりました。

（売上高）

売上高は1,326,957千円となりました。サービス別の売上高の内訳は、月極駐車場紹介サービス147,483千円、月極駐車場サブリースサービス1,146,283千円、その他サービス33,191千円です。

（売上総利益）

売上原価は715,635千円となりました。これは主に駐車場オーナーへ支払う賃借料704,688千円です。この結果、売上総利益は611,322千円となりました。

（営業利益）

販売費及び一般管理費は479,761千円となりました。これは主に給料手当194,879千円や広告宣伝費23,625千円です。この結果、営業利益は131,560千円となりました。

（経常利益）

営業外収益は659千円、営業外費用は2,635千円となりました。営業外費用は主に借入金に係る支払利息543千円や上場関連費用2,084千円です。この結果、経常利益は129,584千円となりました。

（四半期純利益）

法人税等を46,010千円計上した結果、四半期純利益は83,574千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社は、安定した収益と成長性を確保するために必要な運転資金について、手許現金及び金融機関からの借入金を充当しております。また、余剰資金については、安全性の高い預金等に限定して運用を行っております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、9,373千円であり、その主な内容は本社の執務スペース増加による設備造作等の取得5,117千円、及び自社利用目的のソフトウェアの構築4,256千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間に実施いたしました設備投資の総額は、15,570千円であり、その主な内容は中野事務所の開設に伴う建物附属設備等の取得11,390千円、自社利用目的のソフトウェアの構築4,180千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能・ 社内システム	9,662	231	4,092	9,923	1,242	25,150	46 (18)
横浜ランチ (横浜市中区) ほか2拠点	業務設備	1,297		385			1,683	8 (8)

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（外書）で記載しております。

4 当社は遊休不動産活用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間において著しい変動のあった設備は次のとおりであります。

平成30年5月に、システム開発部門の業務効率化を目的として、東京都中野区に事務所を開設し、建物附属設備等の有形固定資産を11,390千円取得しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年7月31日現在)

(1)重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	駐車場情報管理システムの追加開発	100,000		増資資金	平成30年10月	平成33年9月	(注)2
本社 (東京都渋谷区)	駐車場情報入力コンバーターシステムの開発	23,240	3,240	自己資金及び増資資金	平成29年5月	平成31年9月	(注)2
本社 (東京都渋谷区)	屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」の追加開発	15,000		増資資金	平成30年10月	平成31年9月	(注)2

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3 当社は遊休不動産活用事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

(注) 1 平成30年5月23日開催の臨時株主総会決議により、平成30年5月23日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,000株減少し、48,000株となっております。

2 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,752,000株増加し、4,800,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,203,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,203,000		

(注) 1 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、発行済株式総数は1,190,970株増加し、1,203,000株となっております。

2 平成30年5月23日開催の臨時株主総会決議により、平成30年5月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年6月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	166(注)1	152(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166(注)1	15,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,000(注)2	430(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年6月26日 至平成37年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 株式の上場を行使条件とする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成28年4月28日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	202(注)1	173(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202(注)1	17,300(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,300(注)2	103(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年4月29日 至平成38年4月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,300 資本組入額 5,150	発行価格 103 資本組入額 51.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
上場日から1年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
上場日から2年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成28年9月21日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	24(注)1	24(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24(注)1	2,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,300(注)2	103(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年9月22日 至平成38年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,300 資本組入額 5,150	発行価格 103 資本組入額 51.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
上場日から1年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
上場日から2年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成29年2月3日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	228(注)1	217(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	228(注)1	21,700(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	600(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成31年2月5日 至平成39年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 新株予約権の割当日時点において社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても、当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使の条件としての当社との良好な関係の存在、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (5) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (7) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
上場日から1年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
上場日から2年を経過した日から1年間
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
 - 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年11月30日 (注) 1	35	105	4,200	7,700		
平成24年11月30日 (注) 2		105	2,300	10,000		
平成26年9月30日 (注) 3	10,395	10,500		10,000		
平成28年3月25日 (注) 4	980	11,480	10,094	20,094		
平成29年8月10日 (注) 5	550	12,030	50,000	70,094	50,000	50,000
平成30年5月31日 (注) 6	1,190,970	1,203,000		70,094		50,000

(注) 1 有償第三者割当 発行価格120,000円 資本組入額120,000円

主な割当先 菅田洋司 鈴木雄也 眞鍋隆司

2 会社法第450条第1項の規定に基づき、利益剰余金を減少し、資本金へ振替えたものであります。

3 株式分割(1:100)によるものであります。

4 有償第三者割当 発行価格10,300円 資本組入額10,300円

主な割当先 高橋崇晃 有限会社ヒフミ・コンサルティング

5 有償第三者割当 発行価格181,820円 資本組入額90,910円

主な割当先 SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合

6 株式分割(1:100)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				3			9	12	
所有株式数 (単元)				4,350			7,680	12,030	
所有株式数 の割合(%)				36.16			63.84	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,203,000	12,030	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	1,203,000		
総株主の議決権		12,030	

(注)平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年5月23日の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、「完全議決権株式(その他)」の株式数は普通株式1,203,000株、議決権の数は12,030個となり、また、「発行済株式総数」の株式数は1,203,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は12,030個となっております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行するものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年6月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 17名 社外協力者 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日現在において、退職による権利喪失により、付与対象者は3名減少し、19名になっております。

第2回新株予約権（平成28年4月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日現在において、退職による権利喪失により、付与対象者は10名減少し、28名になっております。

第3回新株予約権（平成28年9月21日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（平成29年2月3日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年2月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 当社従業員 37名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日現在において、退職による権利喪失により、付与対象者は6名減少し、36名になっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名(役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		菅田 洋司	昭和52年1月27日	平成14年2月 平成17年2月 平成21年1月 平成21年10月	(株)タジマリフォーム (現(株)TJMデザイン)入社 日本駐車場開発(株)入社 (株)ワークスメディア入社 当社設立 代表取締役社長就任(現)	(注)3	950,000 (注)5
専務取締役	管理本部長	高橋 崇晃	昭和56年5月28日	平成18年4月 平成23年2月 平成28年1月 平成28年6月	(株)リクルートコスモス (現(株)コスモスイニシア)入社 ヒューリック(株)入社 当社取締役就任 専務取締役管理本部長就任(現)	(注)3	30,000
取締役	テクノロジー 本部長	鈴木 雄也	昭和58年3月14日	平成19年1月 平成21年10月 平成26年4月	(株)ワークスメディア入社 当社入社 当社取締役テクノロジー 本部長就任(現)	(注)3	30,000
取締役	営業本部長	高橋 祐二	昭和63年10月24日	平成25年4月 平成28年10月	当社入社 当社取締役営業本部長就任(現)	(注)3	10,000
取締役		倉島 文雄	昭和33年10月16日	昭和57年4月 平成元年4月 平成14年4月 平成23年11月 平成27年1月	東洋エンジニアリング(株)入社 三菱信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 GEリアル・エステート(株)入社 有限会社ヒフミ・コンサルティング 代表取締役就任(現) 当社取締役就任(現)	(注)3	30,000 (注)6
取締役		櫛木 一男	昭和24年5月25日	昭和48年4月 平成15年5月 平成21年5月 平成22年6月 平成27年10月 平成29年1月 平成30年6月	(株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行)入行 新光証券(株)(現 みずほ証券 (株))常務執行役員就任 みずほ証券(株)常務執行役員就任 日本冶金工業(株) 常勤監査役就 任 (株)ピーバンドットコム 社外監査役就任 当社社外取締役就任(現) (株)ピーバンドットコム 取締役(監査等委員)就任(現)	(注)3	
取締役		小久保 崇	昭和49年1月18日	平成12年10月 平成18年9月 平成26年3月 平成26年7月 平成26年10月 平成28年2月 平成29年1月 平成29年1月 平成29年8月 平成29年12月	第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所)入所 クリアリー・ゴッドリーブ・ス ティーン&ハミルトン法律事務所 (ニューヨーク)入所 小久保法律事務所 (現 弁護士法人小久保法律事務 所)設立 代表就任(現) (株)ADC 代表取締役就任(現) (株)ティー・ワイ・オー 社外取締役就任(現) ディッグ・フィールズ・アンド・ コー(株) 社外取締役就任(現) 当社社外取締役就任(現) AOI TYO Holdings(株) 社外取締役(監査等委員)就 任 (現) AlpacaJapan(株) 社外監査役就任(現) (株)GSI 社外取締役就任(現)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		山川 真靖	昭和30年6月6日	昭和54年4月 平成24年1月 平成27年10月	新日本証券(株)(現 みずほ証券(株))入社 (株)翻訳センター 入社 当社常勤監査役就任(現)	(注)4	
監査役		島村 和也	昭和47年10月20日	平成7年10月 平成16年10月 平成20年3月 平成24年7月 平成26年3月 平成27年6月 平成29年1月 平成29年1月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 島村法律会計事務所 開設 所長就任(現) (株)スリー・ディー・マトリックス 社外取締役就任(現) コスモ・バイオ(株) 社外取締役就任(現) アイピーシステム(株) 社外監査役就任(現) 当社社外監査役就任(現) (株)S J I (現 (株)カイカ) 社外取締役就任(現)	(注)4	
監査役		吉川 朋弥	昭和46年11月22日	平成8年10月 平成23年12月 平成27年2月 平成27年6月 平成28年8月 平成29年1月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 吉川公認会計士事務所開設 所長就任(現) (株)メタップス 社外監査役就任(現) 合同会社エスグロース 代表社員就任(現) (株)MUJIN 社外監査役就任(現) 当社社外監査役就任(現)	(注)4	
計							1,050,000

- (注) 1 取締役 櫛木一男及び小久保崇は、社外取締役であります。
- 2 監査役 島村和也及び吉川朋弥は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成30年5月23日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役任期は、平成30年5月23日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 代表取締役菅田洋司の所有株式数は、資産管理会社である株式会社パノラマの所有株式数も合算して記載しております。
- 6 取締役倉島文雄の所有株式数は、不動産コンサルティング会社である有限会社ヒフミ・コンサルティングの所有株式数も合算して記載しております。
- 7 当社は、意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、クリエイティブ・プランニング部 部長 立川健悟であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適性・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査役会を設置し、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、法務等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び監査役2名（社外監査役）で構成されており、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査担当者からの報告收受等を行っております。

ハ．内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当者2名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は自己監査とならないよう自己が所属する部署以外の監査を行っております。内部監査担当者は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

ニ．リスク・コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、リスク・コンプライアンス担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンスに係る課題及びリスクの識別・評価・対応を行っており、少なくとも半期に一回開催しております。

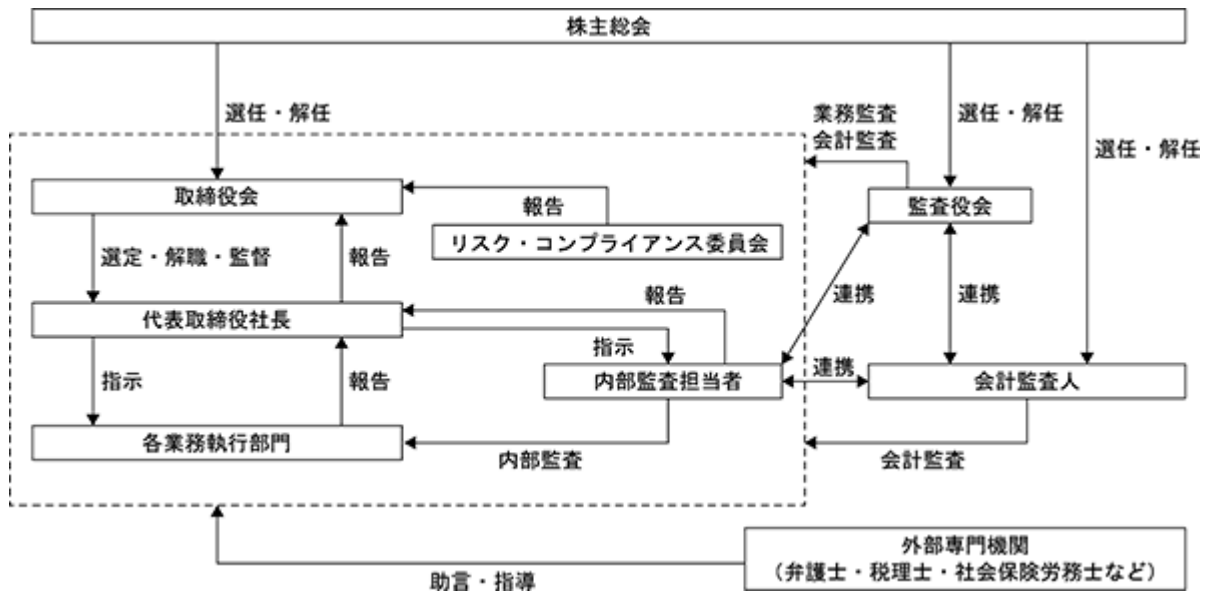
ホ．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ヘ．外部専門機関

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受けております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



b. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しておりますが、当該方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、以下の内容を定めております。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- (4) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。
- (5) 取締役の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役会規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- (6) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (3) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

5 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (2) 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
- (2) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。
- (3) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を読み、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- 9 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
 - (2) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- 10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- 11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当な要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - (2) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - (3) 反社会的勢力による不当な要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスク発生の防止及び被害損失の最小化に努めております。社内のリスクだけでなく、社会・経済状況や業界の動向など社外のリスクも含め、リスクを適切に把握、評価、軽減、回避するための取組みとして、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当該委員会を中心に必要な対応を行っております。

内部監査及び監査役監査

当社では、代表取締役の承認により指名された2名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査規程に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているか確認しております。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。

また、当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は監査法人及び内部監査担当者との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は坂井知倫氏、井上智由氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他6名であります。

なお、業務執行社員の継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する取締役会に社外取締役2名及び社外監査役2名が出席し、経営への監視機能を強化しております。当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している取締役2名を社外取締役として、監査役2名を社外監査役とすることで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものとし、現状の体制としております。

当社の社外取締役は櫛木一男氏、小久保崇氏の2名であります。

櫛木一男氏は、上場企業の役員を歴任しており、幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、櫛木一男氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

小久保崇氏は、上場企業の役員を歴任しており、弁護士として高度な専門的知識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、小久保崇氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

当社の社外監査役は島村和也氏、吉川朋弥氏の2名であります。

島村和也氏は公認会計士、弁護士としての高度な専門的知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、島村和也氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

吉川朋弥氏は公認会計士としての高度な専門的知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、吉川朋弥氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	79,200	79,200				5
監査役 (社外監査役を除く。)	5,040	5,040				1
社外取締役	2,700	2,700				2
社外監査役	2,700	2,700				2

(注) 1 役員区分において、社外役員は社外取締役2名、社外監査役2名であります。

2 取締役の報酬限度額は、平成28年10月3日開催の臨時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と決議しております。

3 監査役の報酬限度額は、平成28年10月3日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。監査役報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役協議により決定しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役が、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能にするためであります。

取締役、監査役責任免除

当社は取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,500		8,700	

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づき、監査日程、人員数その他の内容について両方で協議を行い、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)及び当事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,447	168,723
売掛金	10,224	20,552
前渡金	707	552
前払費用	53,420	72,720
繰延税金資産		6,671
その他	820	4,741
貸倒引当金		617
流動資産合計	86,621	273,343
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,691	20,928
減価償却累計額	7,885	9,968
建物附属設備（純額）	10,805	10,960
構築物	492	492
減価償却累計額	203	261
構築物（純額）	288	231
工具、器具及び備品	6,034	9,064
減価償却累計額	3,252	4,587
工具、器具及び備品（純額）	2,782	4,477
有形固定資産合計	13,876	15,668
無形固定資産		
ソフトウェア	11,947	9,923
その他		1,242
無形固定資産合計	11,947	11,165
投資その他の資産		
敷金	27,387	29,188
差入保証金	17,716	24,308
破産更生債権等		1,450
長期前払費用	1,306	1,976
その他	649	1,752
貸倒引当金		1,450
投資その他の資産合計	47,060	57,226
固定資産合計	72,884	84,060
資産合計	159,506	357,403

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	19,418	27,756
未払費用	18,529	14,631
未払法人税等	181	200
未払消費税等	10,722	17,443
預り金	7,380	9,005
前受金	1,648	1,283
前受収益	33,842	56,124
賞与引当金	1,000	3,000
1年内返済予定の長期借入金	21,611	10,036
その他		144
流動負債合計	114,334	139,624
固定負債		
長期借入金	28,969	39,290
預り保証金	101,464	127,459
繰延税金負債	2,387	1,909
退職給付引当金	1,200	1,500
資産除去債務	12,943	13,038
その他	852	284
固定負債合計	147,816	183,482
負債合計	262,150	323,107
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,094	70,094
資本剰余金		
資本準備金		50,000
資本剰余金合計		50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	122,738	85,798
利益剰余金合計	122,738	85,798
株主資本合計	102,644	34,296
純資産合計	102,644	34,296
負債純資産合計	159,506	357,403

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	264,604
売掛金	31,530
前払費用	109,373
その他	9,253
貸倒引当金	865
流動資産合計	413,896
固定資産	
有形固定資産	24,602
無形固定資産	11,729
投資その他の資産	
敷金	29,863
差入保証金	34,186
その他	4,173
貸倒引当金	1,701
投資その他の資産合計	66,521
固定資産合計	102,853
資産合計	516,750

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年6月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	19,726
未払法人税等	45,956
前受収益	58,924
賞与引当金	3,000
1年内返済予定の長期借入金	11,652
その他	52,222
流動負債合計	191,481
固定負債	
長期借入金	20,990
預り保証金	166,891
退職給付引当金	2,100
資産除去債務	15,102
その他	2,312
固定負債合計	207,397
負債合計	398,879
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,094
資本剰余金	50,000
利益剰余金	2,224
株主資本合計	117,870
純資産合計	117,870
負債純資産合計	516,750

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	803,725	1,220,525
売上原価	433,920	665,254
売上総利益	369,804	555,270
販売費及び一般管理費	¹ 396,424	¹ 524,092
営業利益又は営業損失()	26,619	31,178
営業外収益		
その他	360	168
営業外収益合計	360	168
営業外費用		
支払利息	1,294	999
株式交付費		355
その他	70	
営業外費用合計	1,364	1,354
経常利益又は経常損失()	27,623	29,992
特別損失		
固定資産売却損	² 1,101	
特別損失合計	1,101	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	28,725	29,992
法人税、住民税及び事業税	180	200
法人税等調整額	596	7,148
法人税等合計	416	6,948
当期純利益又は当期純損失()	28,309	36,940

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)			当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
支払賃料			426,065	98.2		650,474	97.8
経費							
1 支払手数料		7,101			13,993		
2 その他		753	7,854	1.8	786	14,780	2.2
当期売上原価			433,920	100.0		665,254	100.0

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
売上高	1,326,957
売上原価	715,635
売上総利益	611,322
販売費及び一般管理費	479,761
営業利益	131,560
営業外収益	
その他	659
営業外収益合計	659
営業外費用	
支払利息	543
上場関連費用	2,084
その他	8
営業外費用合計	2,635
経常利益	129,584
税引前四半期純利益	129,584
法人税、住民税及び事業税	45,956
法人税等調整額	54
法人税等合計	46,010
四半期純利益	83,574

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	94,429	84,429	84,429
当期変動額				
新株の発行	10,094		10,094	10,094
当期純損失()		28,309	28,309	28,309
当期変動額合計	10,094	28,309	18,215	18,215
当期末残高	20,094	122,738	102,644	102,644

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	20,094		122,738	102,644	102,644
当期変動額					
新株の発行	50,000	50,000		100,001	100,001
当期純利益			36,940	36,940	36,940
当期変動額合計	50,000	50,000	36,940	136,941	136,941
当期末残高	70,094	50,000	85,798	34,296	34,296

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	28,725	29,992
減価償却費	9,256	8,693
支払利息	1,294	999
株式交付費		355
固定資産売却損益（ は益）	1,101	
売上債権の増減額（ は増加）	4,000	10,327
前払費用の増減額（ は増加）	21,303	19,299
前受収益の増減額（ は減少）	13,916	22,281
差入保証金の増減額（ は増加）	5,749	9,672
預り保証金の増減額（ は減少）	41,579	25,995
未払金の増減額（ は減少）	8,852	8,007
貸倒引当金の増減額（ は減少）		2,067
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,000	2,000
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,200	300
その他	20,289	1,515
小計	38,710	62,908
利息及び配当金の受取額	20	1
利息の支払額	1,294	999
法人税等の支払額	34	181
法人税等の還付額	518	
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,921	61,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,265	5,117
有形固定資産の売却による収入	3,465	
無形固定資産の取得による支出	5,769	4,256
その他	1,151	2,904
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,721	12,277
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	55,000	50,000
長期借入金の返済による支出	72,766	51,254
株式の発行による収入	10,094	99,646
その他	5,508	568
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,180	97,823
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	20,019	147,275
現金及び現金同等物の期首残高	1,428	21,447
現金及び現金同等物の期末残高	21,447	168,723

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	53,264千円	89,640千円
給料手当	143,515	197,518
減価償却費	9,256	8,693
貸倒引当金繰入額		2,067
賞与引当金繰入額	1,000	3,000
退職給付費用	1,200	300

- 2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
車両運搬具	1,101千円	千円
計	1,101	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	10,500	980		11,480
合計	10,500	980		11,480
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 普通株式の発行済株式数の増加980株は、第三者割当増資によるものであります。

2 新株予約権等及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション又は自社株式オプションとしての第1回新株予約権(注)1						
提出会社	ストック・オプションとしての第2回新株予約権(注)2						
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約権(注)3						
合計							

(注) 1 スtock・オプション又は自社株式オプションとしての第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 スtock・オプションとしての第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 スtock・オプションとしての第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	11,480	550		12,030
合計	11,480	550		12,030
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 普通株式の発行済株式数の増加550株は、第三者割当増資によるものであります。

2 新株予約権等及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション又は自社株式オプションとしての第1回新株予約権						
提出会社	ストック・オプションとしての第2回新株予約権(注)1						
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約(注)2						
提出会社	ストック・オプション又は自社株式オプションとしての第4回新株予約権(注)3						
合計							

(注) 1 スtock・オプションとしての第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 スtock・オプションとしての第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 スtock・オプション又は自社株式オプションとしての第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	21,447千円	168,723千円
現金及び現金同等物	21,447	168,723

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。また、運転資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び差入保証金は、それぞれ当社オフィスの不動産賃貸借契約に係るもの、並びに駐車場のマスターリース契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。また、預り保証金は駐車場のサブリース契約に係るものであり、解約時に返還する義務を負っております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	21,447	21,447	
(2)売掛金	10,224	10,224	
資産計	31,672	31,672	
(1)未払金	19,418	19,418	
(2)長期借入金(1)	50,580	50,620	40
負債計	69,998	70,039	40

(1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 平成28年9月30日
敷金	27,387
差入保証金	17,716
預り保証金	101,464

これらについては、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	21,447	-	-	-
売掛金	10,224	-	-	-
合計	31,672	-	-	-

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,611	7,180	4,641	4,284	4,284	8,580
合計	21,611	7,180	4,641	4,284	4,284	8,580

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。また、運転資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び差入保証金は、それぞれ当社オフィスの不動産賃貸借契約に係るもの、並びに駐車場のマスターリース契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。また、預り保証金は駐車場のサブリース契約に係るものであり、解約時に返還する義務を負っております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	168,723	168,723	
(2) 売掛金	20,552		
貸倒引当金(1)	617		
	19,934	19,934	
資産計	188,657	188,657	
(1) 未払金	27,756	27,756	
(2) 長期借入金(2)	49,326	49,325	0
負債計	77,082	77,081	0

(1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 平成29年9月30日
敷金	29,188
差入保証金	24,308
預り保証金	127,459

これらについては、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	168,723	-	-	-
売掛金	20,552	-	-	-
合計	189,275	-	-	-

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,036	7,735	7,140	7,140	7,140	10,135
合計	10,036	7,735	7,140	7,140	7,140	10,135

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

当事業年度	
(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
退職給付引当金の期首残高	千円
退職給付費用	1,200
退職給付引当金の期末残高	1,200

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当事業年度	
(平成28年9月30日)	
非積立型制度の退職給付債務	1,200千円
貸借対照表に計上された負債の金額	1,200
退職給付引当金	1,200
貸借対照表に計上された負債の金額	1,200

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度(平成28年9月期) 1,200千円

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
退職給付引当金の期首残高	1,200千円
退職給付費用	300
退職給付引当金の期末残高	1,500

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成29年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	1,500千円
貸借対照表に計上された負債の金額	1,500
退職給付引当金	1,500
貸借対照表に計上された負債の金額	1,500

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度(平成29年9月期) 300千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、付与日において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	第3回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 2名 当社従業員 17名	社外協力者 3名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 34名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)2、3	普通株式 11,600株	普通株式 5,000株	普通株式 20,200株	普通株式 2,400株
付与日	平成27年6月25日	平成27年6月25日	平成28年4月28日	平成28年9月21日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成29年6月26日 至 平成37年6月24日	自 平成29年6月26日 至 平成37年6月24日	自 平成30年4月29日 至 平成38年4月19日	自 平成30年9月22日 至 平成38年9月12日

(注)1 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年9月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、その数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	第3回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	11,600	5,000		
付与			20,200	2,400
失効	800			
権利確定				
未確定残	10,800	5,000	20,200	2,400
権利確定後（株）				
前事業年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				

（注）平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	第3回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	103	103
行使時平均株価 (円)				
付与日における 公正な評価単価 (円)				

(注) 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3 スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストックオプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる自社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4 スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 千円 |

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、付与日において未公開企業であり、付与日時点におけるStock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	Stock・オプション	自社株式オプション	Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 2名 当社従業員 17名	社外協力者 3名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 34名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)2、3	普通株式 11,600株	普通株式 5,000株	普通株式 20,200株
付与日	平成27年6月25日	平成27年6月25日	平成28年4月28日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成29年6月26日 至 平成37年6月24日	自 平成29年6月26日 至 平成37年6月24日	自 平成30年4月29日 至 平成38年4月19日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	Stock・オプション	Stock・オプション	自社株式オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社従業員 4名	当社取締役 4名 当社従業員 37名	社外協力者 1名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)2、3	普通株式 2,400株	普通株式 21,600株	普通株式 1,200株
付与日	平成28年9月21日	平成29年2月3日	平成29年2月3日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成30年9月22日 至 平成38年9月12日	自 平成31年2月5日 至 平成39年1月24日	自 平成31年2月5日 至 平成39年1月24日

(注)1 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、その数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	10,800	5,000	20,200
付与			
失効	300		2,400
権利確定	10,500	5,000	
未確定残			17,800
権利確定後（株）			
前事業年度末			
権利確定	10,500	5,000	
権利行使			
失効	300		
未行使残	10,200	5,000	

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	2,400		
付与		21,600	1,200
失効		700	
権利確定			
未確定残	2,400	20,900	1,200
権利確定後（株）			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

（注）平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	103
行使時平均株価 (円)			
付与日における 公正な評価単価 (円)			

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
権利行使価格 (円)	103	600	600
行使時平均株価 (円)			
付与日における 公正な評価単価 (円)			

(注) 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3 スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる自社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4 スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 82,669 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業所税	2,850千円
賞与引当金	348
減価償却超過額	1,133
資産除去債務	4,477
繰越欠損金	15,248
その他	976
繰延税金資産小計	25,034
評価性引当額	25,034
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,387
繰延税金負債合計	2,387
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	2,387

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは34.8%、平成30年10月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成29年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業所税	4,660千円
賞与引当金	1,044
減価償却超過額	1,689
資産除去債務	4,510
繰越欠損金	514
その他	1,687
繰延税金資産小計	14,107
評価性引当額	7,436
繰延税金資産合計	6,671
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,909
繰延税金負債合計	1,909
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	4,761

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	0.7
評価性引当額の増減	59.0
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	12,848千円
時の経過による調整額	94
期末残高	12,943

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
期首残高	12,943千円
時の経過による調整額	95
期末残高	13,038

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社の事業セグメントは、遊休不動産活用事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社の事業セグメントは、遊休不動産活用事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	月極駐車場 紹介サービス	月極駐車場 サブリースサービス	その他サービス	合計
外部顧客への売上高	130,676	650,486	22,562	803,725

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	月極駐車場 紹介サービス	月極駐車場 サブリースサービス	その他サービス	合計
外部顧客への売上高	143,162	1,048,406	28,956	1,220,525

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	菅田洋司			当社代表 取締役	(被所有) 直接 51.4	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)	50,580		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末現在の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	菅田洋司			当社代表 取締役	(被所有) 直接 49.0	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)	49,326		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末現在の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	89円41銭
1株当たり当期純損失金額()	25円72銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 2 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 3 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純損失金額()	
当期純損失金額()(千円)	28,309
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	28,309
普通株式の期中平均株式数(株)	1,100,874
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数384個) なお、新株予約権の詳細は、注記事項(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	28円51銭
1株当たり当期純利益金額	31円96銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	36,940
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	36,940
普通株式の期中平均株式数(株)	1,155,836
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数575個) なお、新株予約権の詳細は、注記事項(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年5月23日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2 株式分割の概要

(1)分割方法

平成30年5月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,030株
今回の分割により増加する株式数	1,190,970株
株式分割後の発行済株式総数	1,203,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3)株式分割の効力発生日

平成30年5月31日

(4)1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	5,892千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、遊休不動産活用事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	69円47銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	83,574
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	83,574
普通株式の期中平均株式数(株)	1,203,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	18,691	2,237		20,928	9,968	2,082	10,960
構築物	492			492	261	57	231
工具、器具及び備品	6,034	3,029		9,064	4,587	1,334	4,477
有形固定資産計	25,218	5,267		30,485	14,816	3,474	15,668
無形固定資産							
ソフトウェア	24,489	3,194		27,684	17,760	5,218	9,923
その他		1,242		1,242			1,242
無形固定資産計	24,489	4,436		28,926	17,760	5,218	11,165
長期前払費用	1,306	2,381	1,306	2,381	405	405	1,976

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	事務所設備工事	2,237千円
工具、器具及び備品	事務所備品	3,029千円
ソフトウェア	屋外広告検索ポータルサイト（アドウォール）	3,194千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	21,611	10,036	2.2	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	28,969	39,290	2.1	平成30年～平成36年
合計	50,580	49,326		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,735	7,140	7,140	7,140

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金		2,067			2,067
賞与引当金	1,000	3,000	1,000		3,000

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務	12,943		95	13,038

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	191
預金	
普通預金	168,531
小計	168,531
合計	168,723

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
法人	
住友不動産株式会社	3,883
森ビル株式会社	678
株式会社三栄リビングパートナー	486
三井不動産リアルティ株式会社	393
株式会社ループ	378
その他	9,604
小計	15,423
個人	5,128
合計	20,552

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
10,224	170,482	160,155	20,552	88.6	32.9

ハ 前払費用

区分	金額(千円)
駐車場賃借料	67,549
その他	5,170
合計	72,720

二 敷金

区分	金額（千円）
東京本社	22,715
支社	6,473
合計	29,188

ホ 差入保証金

区分	金額（千円）
賃借駐車場	24,308
合計	24,308

負債の部

イ 未払金

区分	金額（千円）
未払事業所税	15,082
その他	12,673
合計	27,756

ロ 前受収益

区分	金額（千円）
駐車場賃貸料	56,124
合計	56,124

ハ 預り保証金

区分	金額（千円）
賃貸駐車場	127,459
合計	127,459

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 （注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://azoom.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 9月8日	有限会社ヒ フミ・コン サルティン グ 代表取締役 倉島 文雄	東京都世田 谷区喜多見 7-6-5	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	倉島 文雄	東京都世田 谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の役員)	100	18,182,000 (181,820) (注)4	所有者の事情による

- (注) 1 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
- 2 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）に基づき算出された価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上決定しております。
- 5 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年3月25日	平成29年8月10日	平成28年4月28日	平成28年9月21日	平成29年2月3日
種類	普通株式	普通株式	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション又は自社株式オプション)
発行数	980株 (注)7	550株 (注)7	普通株式202株 (注)7	普通株式24株 (注)7	普通株式228株 (注)7
発行価格	10,300円 (注)5、7	181,820円 (注)5、7	10,300円 (注)5、7	10,300円 (注)5、7	60,000円 (注)5、7
資本組入額	10,300円 (注)7	90,910円 (注)7	5,150円 (注)7	5,150円 (注)7	30,000円 (注)7
発行価額の総額	10,094,000円	100,001,000円	2,080,600円	247,200円	13,680,000円
資本組入額の総額	10,094,000円	50,000,500円	1,040,300円	123,600円	6,840,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	平成28年4月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年9月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年2月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注)2	-	-	(注)3、4

(注) 1 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年9月30日であります。

- 2 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
- 3 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
- 4 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
- 5 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 6 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 10,300円 (注)7	1株につき 10,300円 (注)7	1株につき 60,000円 (注)7
行使期間	平成30年4月29日～ 平成38年4月19日	平成30年9月22日～ 平成38年9月12日	平成31年2月5日～ 平成39年1月24日
行使の条件及び 譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

- 7 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。なお、当該株式分割により、第2回新株予約権の発行数は20,200株、発行価格は103円、資本組入額は51.5円、行使時の払込金額は103円、第3回新株予約権の発行数は2,400株、発行価格は103円、資本組入額は51.5円、行使時の払込金額は103円、第4回新株予約権の発行数は22,800株、発行価格は600円、資本組入額は300円、行使時の払込金額は600円にそれぞれ調整されております。
- 8 第2回新株予約権については、本書提出日現在、退職等により従業員10名29株分(株式分割考慮前)の権利が喪失しております。また、第4回新株予約権については、本書提出日現在、退職等により従業員6名11株分(株式分割考慮前)の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 崇晃	東京都品川区	会社役員	300	3,090,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
有限会社ヒフミ・コン サルティング 代表取締役 倉島 文雄 資本金 20,000,000円	東京都世田谷区喜多見 7-6-5	不動産コンサル ティング業	300	3,090,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (役員等により総株主 の議決権の過半数が所 有されている会社)
櫛田 邦男	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	2,060,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
高橋 祐二	東京都板橋区	会社員	100	1,030,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
細井 玲	東京都渋谷区	会社員	80	824,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員

(注) 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SMBCベンチャーキャピ タル3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピ タル株式会社 代表取締役社長 石橋達史	東京都中央区八重洲 1-3-4	投資業	550	100,001,000 (181,820)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木 雄也	東京都練馬区	会社役員	25	257,500 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
倉島 文雄	東京都世田谷区	会社役員	25	257,500 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
高橋 崇晃	東京都品川区	会社役員	25	257,500 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
立川 健悟	神奈川県川崎市川崎区	会社員	10	103,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
山川 貞靖	千葉県習志野市	会社役員	10	103,000 (10,300)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
高橋 祐二	東京都板橋区	会社員	10	103,000 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
櫛田 邦男	神奈川県川崎市中原区	会社員	7	72,100 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
加勢 恵一郎	東京都世田谷区	会社員	6	61,800 (10,300)	当社の従業員
細井 玲	東京都渋谷区	会社員	6	61,800 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
佐藤 敢	神奈川県川崎市多摩区	会社員	5	51,500 (10,300)	当社の従業員
豊川 淳太	東京都品川区	会社員	4	41,200 (10,300)	当社の従業員
桑田 篤志	神奈川県川崎市中原区	会社員	4	41,200 (10,300)	当社の従業員
四俵 裕樹	千葉県佐倉市	会社員	4	41,200 (10,300)	当社の従業員
小野田 直徒	埼玉県新座市	会社員	3	30,900 (10,300)	当社の従業員
山田 理紗	東京都新宿区	会社員	3	30,900 (10,300)	当社の従業員
松尾 次郎	東京都世田谷区	会社員	3	30,900 (10,300)	当社の従業員
加藤 翔真	東京都東大和市	会社員	3	30,900 (10,300)	当社の従業員
中村 一平	東京都小金井市	会社員	3	30,900 (10,300)	当社の従業員
眞鍋 隆司	千葉県千葉市若葉区	会社員	3	30,900 (10,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
井上 貴一	神奈川県相模原市南区	会社員	2	20,600 (10,300)	当社の従業員
川山 絵美子	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2	20,600 (10,300)	当社の従業員
森田 勇	神奈川県川崎市多摩区	会社員	2	20,600 (10,300)	当社の従業員
森谷 祐太	東京都世田谷区	会社員	2	20,600 (10,300)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高城 啓伍	東京都青梅市	会社員	2	20,600 (10,300)	当社の従業員
吉村 雄太	東京都調布市	会社員	1	10,300 (10,300)	当社の従業員
高橋 杏奈	埼玉県行田市	会社員	1	10,300 (10,300)	当社の従業員
寸田 聖平	東京都大田区	会社員	1	10,300 (10,300)	当社の従業員
高澤 賢	東京都目黒区	会社員	1	10,300 (10,300)	当社の従業員

(注) 1 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

2 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権 の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
馬場 涼平	東京都渋谷区	会社員	6	61,800 (10,300)	当社の従業員
牟田 和正	東京都世田谷区	会社員	6	61,800 (10,300)	当社の従業員
豊川 淳太	東京都品川区	会社員	6	61,800 (10,300)	当社の従業員
加勢 恵一郎	東京都世田谷区	会社員	6	61,800 (10,300)	当社の従業員

(注) 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権 の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 崇晃	東京都品川区	会社役員	40	2,400,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
倉島 文雄	東京都世田谷区	会社役員	25	1,500,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
鈴木 雄也	東京都練馬区	会社役員	25	1,500,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
高橋 祐二	東京都板橋区	会社役員	25	1,500,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
深澤 祐馬	石川県金沢市	人材紹介コン サルタント	12	720,000 (60,000)	当社取引先
立川 健悟	神奈川県川崎市川崎区	会社員	10	600,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
櫛田 邦男	神奈川県川崎市中原区	会社員	7	420,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
馬場 涼平	東京都渋谷区	会社員	7	420,000 (60,000)	当社の従業員
細井 玲	福岡県福岡市中央区	会社員	6	360,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
加勢 恵一郎	東京都世田谷区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
豊川 淳太	東京都品川区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
桑田 篤志	神奈川県川崎市中原区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
牟田 和正	東京都世田谷区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 敢	神奈川県川崎市多摩区	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
眞鍋 隆司	千葉県千葉市若葉区	会社員	2	120,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
小野田 直徒	埼玉県新座市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
四俵 裕樹	千葉県佐倉市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
山田 理紗	東京都新宿区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
松尾 次郎	東京都世田谷区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
加藤 翔真	東京都東大和市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
中村 一平	東京都小金井市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
高城 啓伍	東京都青梅市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
森田 勇	神奈川県川崎市多摩区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
川山 絵美子	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
井上 貴一	神奈川県相模原市南区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
森谷 祐太	東京都世田谷区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
吉村 雄太	東京都調布市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 杏奈	埼玉県行田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
川島 優花	東京都杉並区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
西野 遼平	東京都三鷹市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松本 政道	東京都江東区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山下 哲生	東京都小金井市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
寸田 聖平	東京都大田区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高澤 賢	東京都目黒区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
齋藤 水里	神奈川県横浜市南区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
新井 康将	埼玉県加須市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

(注) 1 平成30年5月11日開催の取締役会決議により、平成30年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

2 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
菅田 洋司(注)1、2	東京都武蔵野市	590,000	46.84
株式会社パノラマ(注)1、5	東京都武蔵野市中町1-12-10	360,000	28.58
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合(注)1	東京都中央区八重洲1-3-4	55,000	4.37
鈴木 雄也(注)1、3	東京都練馬区	37,500 (7,500)	2.98 (0.60)
高橋 崇晃(注)1、3	東京都品川区	36,500 (6,500)	2.90 (0.52)
立川 健悟(注)1、6	神奈川県川崎市川崎区	33,000 (3,000)	2.62 (0.24)
櫛田 邦男(注)1、6	神奈川県川崎市中原区	32,000 (2,000)	2.54 (0.16)
眞鍋 隆司(注)1、6	千葉県千葉市若葉区	31,300 (1,300)	2.48 (0.10)
有限会社ヒフミ・コンサルティング(注)1、5	東京都世田谷区喜多見7-6-5	20,000	1.59
倉島 文雄(注)1、3	東京都世田谷区	17,500 (7,500)	1.39 (0.60)
高橋 祐二(注)1、3	東京都板橋区	14,100 (4,100)	1.12 (0.33)
細井 玲(注)6	大阪府大阪市中央区	9,500 (1,500)	0.75 (0.12)
加勢 恵一郎(注)6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.16 (0.16)
鈴木 貴広	神奈川県横浜市港北区	1,800 (1,800)	0.14 (0.14)
豊川 淳太(注)6	東京都品川区	1,800 (1,800)	0.14 (0.14)
小野川 匠	東京都渋谷区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
脇坂 琢也	東京都江戸川区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
馬場 涼平(注)6	東京都渋谷区	1,300 (1,300)	0.10 (0.10)
桑田 篤志(注)6	神奈川県川崎市中原区	1,300 (1,300)	0.10 (0.10)
深澤 祐馬	石川県金沢市	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
牟田 和正(注)6	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
佐藤 敢(注)6	神奈川県川崎市多摩区	1,100 (1,100)	0.09 (0.09)
山川 貞靖(注)4	千葉県習志野市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
山田 理紗(注)6	東京都新宿区	700 (700)	0.06 (0.06)
松尾 次郎(注)6	大阪府大阪市北区	700 (700)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
中村 一平(注)6	大阪府大阪市北区	700 (700)	0.06 (0.06)
四俵 裕樹(注)6	千葉県佐倉市	600 (600)	0.05 (0.05)
川山 絵美子(注)6	神奈川県川崎市宮前区	600 (600)	0.05 (0.05)
小野田 直徒(注)6	東京都渋谷区	500 (500)	0.04 (0.04)
加藤 翔真(注)6	東京都渋谷区	500 (500)	0.04 (0.04)
井上 貴一(注)6	神奈川県相模原市南区	500 (500)	0.04 (0.04)
高城 啓伍(注)6	東京都狛江市	400 (400)	0.03 (0.03)
森田 勇(注)6	神奈川県川崎市多摩区	400 (400)	0.03 (0.03)
森谷 祐太(注)6	東京都目黒区	300 (300)	0.02 (0.02)
吉村 雄太(注)6	東京都中野区	200 (200)	0.02 (0.02)
高橋 杏奈(注)6	埼玉県行田市	200 (200)	0.02 (0.02)
寸田 聖平(注)6	大阪府大阪市都島区	200 (200)	0.02 (0.02)
高澤 賢(注)6	東京都渋谷区	200 (200)	0.02 (0.02)
川島 優花(注)6	東京都杉並区	100 (100)	0.01 (0.01)
西野 遼平(注)6	東京都渋谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
松本 政道(注)6	東京都江東区	100 (100)	0.01 (0.01)
山下 哲生(注)6	東京都小金井市	100 (100)	0.01 (0.01)
齋藤 水里(注)6	神奈川県横浜市南区	100 (100)	0.01 (0.01)
新井 康将(注)6	埼玉県加須市	100 (100)	0.01 (0.01)
計		1,259,600 (56,600)	100.00 (4.49)

- (注) 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3 特別利害関係者等（当社の取締役）
4 特別利害関係者等（当社の監査役）
5 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
6 当社の従業員
7 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上智由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズームの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズームの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上智由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズームの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズームの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上智由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズームの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年10月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アズームの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。